

国立市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 6 日

提出者 国 立 市 長 永 見 理 夫

(説 明) 国民健康保険法の一部改正に伴い、規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

国立市国民健康保険条例（昭和 3 4 年 4 月国立市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「第 9 条第 1 項若しくは第 9 項」を「第 9 条第 1 項若しくは第 5 項」に、「若しくは虚偽」を「、又は虚偽」に改め、「又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。